

特定計量器検査料

【所在場所定期検査・計量証明検査・依頼検査】

(消費税込)

種類	能力	検査料(円)	備考		
電気式はかり	電気抵抗線式はかり	30kg以下 100kg以下			
	誘電式はかり	250kg以下			
	電磁式はかり	500kg以下			
		1 t 以下			
	その他の電気式はかり	2 t 以下 5 t 以下			
機械式はかり	等比皿手動はかり	20kg以下 50kg以下			
	指示併用はかり	100kg以下			
	指示はかり	150kg以下 250kg以下			
	皿手動はかり	500kg以下			
	台手動はかり	1 t 以下 2 t 以下			
	手動天びん	5 t 以下			
	棒はかり	50kg以下 50kgを超えるもの			
	直線目盛指示はかり	50kg以下			
	大型はかり	5 t を超える 運搬車両はかり		10 t 以下 20 t 以下 30 t 以下 40 t 以下 50 t 以下 50 t を超えるもの	検査分銅運搬費は 別途金額加算
		上記全種類		最小目量または感量がひょう量の1/10,000未満	
皮革面積計			15,400		

●検査分銅運搬費 中型はかり (300kg以上5t以下)

下記金額を加算します。但し300kg未満については原則として加算しない。

(300kg以上500kg以下3,300円、500kgを超え1t以下5,500円、1tを超え2t以下11,000円、2tを超え5t以下16,500円)

●支払方法 検査料等は現金払いを原則とします。但し請求手続により後日支払を申しでた場合は、検査が終った日から10日以内に、下記口座に振込んでください。

山形銀行南館支店 (普通)No.0101834

郵便振替 02490-0-957

荘内銀行山形営業部(普通)No.129732

山形県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関
山形市指定定期検査機関

一般社団法人 山形県計量協会

山形市松栄二丁目2番1号

TEL (023) 644-9811

FAX (023) 644-9810